平成２５年（フ）第３４５号
相模原市中央区清新５丁目21番１―401号
債務者　大間譜至男
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷里枝子
4　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月９日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１４号
高知県安芸市宝永町464番地３
債務者　大野　修仁
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根ケ山裕子
4　破産債権の届出期間　平成25年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第１０８５３号
東京都昭島市大神町４丁目８―19
債務者　今井　恒人
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　淳
4　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０号
神奈川県横須賀市逸見が丘18番19号
債務者　奥田久美子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三品　　篤
4　破産債権の届出期間　平成25年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月20日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第７１６号
埼玉県川口市戸塚３丁目11番12―601号パウロニアヒルズ
債務者　瀧本　　恵
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　和弘
4　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４３号
静岡県富士市伝法1940番地レオパレス滝下Ｂ―207号、前住所静岡県富士市大淵3420番地の19
債務者　古郡　敏伯
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小長谷　保
4　破産債権の届出期間　平成25年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月22日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１４９号
静岡県富士市大淵1070番地の９、前住所静岡県富士市大淵2971番地の20
債務者　望月　吉昭
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　　亮
4　破産債権の届出期間　平成25年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１５４号
神奈川県横須賀市太田和２丁目10番21号　藤美ハイツ102
債務者　沢田眞奈美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保龍太
4　破産債権の届出期間　平成25年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第６２号
兵庫県美方郡香美町香住区上計1200番地の１
債務者　吉津　豊志
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
4　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午後４時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第７７６号
広島市安佐南区毘沙門台４丁目11番40号
債務者　山田　正憲
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　弘幸
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８１５号
広島市安佐南区八木９丁目25番20―103号
債務者　秀浦　初実
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜風呂英嗣
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午後２時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７号
鳥取県米子市西福原２丁目７―７　中森方、住民票上の住所鳥取県米子市新開３丁目１番16号
債務者　米垣　光生
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴谷　　崇
4　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月９日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第９７５号
京都市西京区嵐山上海道町71番地、前住所京都市山科区西野大手先町11番地の４
債務者　山階堂こと　田中　明文
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係